

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 8月30日

香川県公安委員会委員長 横 井 久 子

香川県公安委員会規則第9号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(任意高齢者簡易講習等) 第89条の2 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) チャレンジ講習（法第101条第1項に規定する更新期間が満了する日における年齢が70歳以上の者（更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の者は、認知機能検査の結果について施行規則第29条の3第1項の式により算出した数値が<u>76以上</u>であるものに限る。）に対する加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車の運転に影響を及ぼしていないかどうかの確認及びその結果に基づく指導を行う講習をいう。） 30分</p>	<p>(任意高齢者簡易講習等) 第89条の2 公安委員会は、法第108条の2第2項の規定により次の各号に掲げる講習を行うものとし、当該講習の講習時間は、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) チャレンジ講習（法第101条第1項に規定する更新期間が満了する日における年齢が70歳以上の者（更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の者は、認知機能検査の結果について施行規則第29条の3第1項の式により算出した数値が<u>0以下</u>であるものに限る。）に対する加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車の運転に影響を及ぼしていないかどうかの確認及びその結果に基づく指導を行う講習をいう。） 30分</p>

附 則

- この規則は、平成25年9月1日から施行する。
- 改正後の第89条の2第3号の規定の適用については、この規則の施行前に受けた道路交通法（昭和35年法律第105号）第101条の4第2項の認知機能検査の結果について、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成25年内閣府令第2号。以下「改正府令」という。）による改正前の道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）（以下「旧府令」という。）第29条の3第1項の式により算出した数値が0以下である者は、改正府令による改正後の道路交通法施行規則（以下「新府令」という。）第29条の3第1項の式により算出した数値が76以上である者とみなし、旧府令第29条の3第1項の式により算出した数値が0を超える者は、新府令第29条の3第1項の式により算出した数値が76未満である者とみなす。